

振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等

平成 2 4 年 4 月 1 日

昭島市長 北 川 穰 一

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第 2 備考 1 に規定する市長が定める区域及び同表備考 2 に規定する市長が定める時間は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

区域の区分		時間の区分	
種別	該当地域		
第 1 種区域	平成24年昭島市告示 7 0 号により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域(第 2 種区域に該当する区域を除く。)	昼間	午前 8 時から午後 7 時まで
		夜間	午後 11 時から翌日午前 6 時まで
第 2 種区域	指定地域のうち、法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定めら	昼間	午前 8 時から午後 7 時まで

	れた近隣商業地域、商業地域、 準工業地域及び工業地域並びに これらに接する地先	夜間	午後11時から翌 日午前6時まで
--	---	----	---------------------